

# 「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

## 第33回本部員会議

日時：令和4年1月17日(月) 16:30～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

<次第>

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いについて

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

資料2 社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱い

資料3 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の拡充について

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第33回本部員会議 配席図

日時：令和4年1月17日(月)16:30～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

知事

副知事

教育長

総務部長

健康福祉  
部長

観光スポーツ  
文化部長

土木建築  
部長

公営企業  
管理者

警察本部長

環境生活  
部長

商工労働  
部長

農林水産  
部長

総務部理事  
(危機管理担当)

健康福祉部理事

健康増進  
課長

厚政  
課長

健福  
部次長

総務  
部次長

防災危機  
管理課長

## 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第33回本部員会議

日時：令和4年1月17日(月)16:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

2 副本部長 副知事

3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長（環境生活部次長代理出席）
健康福祉部	健康福祉部長 健康福祉部理事
商工労働部	商工労働部長（商工労働部次長代理出席）
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長
警察本部	警察本部長

## 社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いについて(案)

令和4年1月17日

### 1 濃厚接触者に係る国の取扱いの変更

オミクロン株の検査陽性者の濃厚接触者の取扱について、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付（令和4年1月14日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、以下のとおり変更された。

- (1) 濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とする。
- (2) ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するため必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱を実施することとする。
- (3) 待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
  - ① 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
  - ② 無症状であり、PCR検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
  - ③ 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。
  - ④ いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

- ⑤ 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用ができる限り避けるよう説明すること。

## 2 山口県における取扱いについて

- (1) 本県における現在の感染拡大の状況を踏まえ、本日より社会機能維持者の待機期間を短縮する取扱を実施する。
- (2) 対象の範囲については、国が示す対象事業者(別紙)において、事業の継続に必要な「社会機能維持者」を選定し実施するものとする。
- (3) 検査については、民間P C R検査機関を活用して行うほか、自ら抗原定性検査を行う場合には、薬事承認された検査キットを医薬品卸売販売業者から購入し実施する。

## 3 その他

本件取扱については、所管部局より関係団体等を通じ、関係事業者への周知を図るとともに、県ホームページ等を通じて、広く県民への周知に努める。

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者等のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- |  |
|--|
| ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）        |
| ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）            |
| ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）                   |
| ④宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） |

- ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

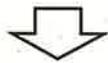
- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の拡充について

今般のオミクロン株の感染拡大を踏まえ、受入病床の拡充を図る。

### ■ 確保病床数

(現 行) 35医療機関 549床



(増床後) 36医療機関 581床 (+ 1医療機関 32床)

### <参考>本県の医療提供体制（拡充後）

区分	確保数
入院医療機関	通常分 581床
	緊急分 100床
臨時の医療施設	60床
宿泊療養施設	930人分
計	1,671床・人分

# 現在の発生状況について

## 全世界及び日本国内の発生状況

○全世界 (1/16 15:00時点) 【日本を除く】

※厚生労働省公表数値

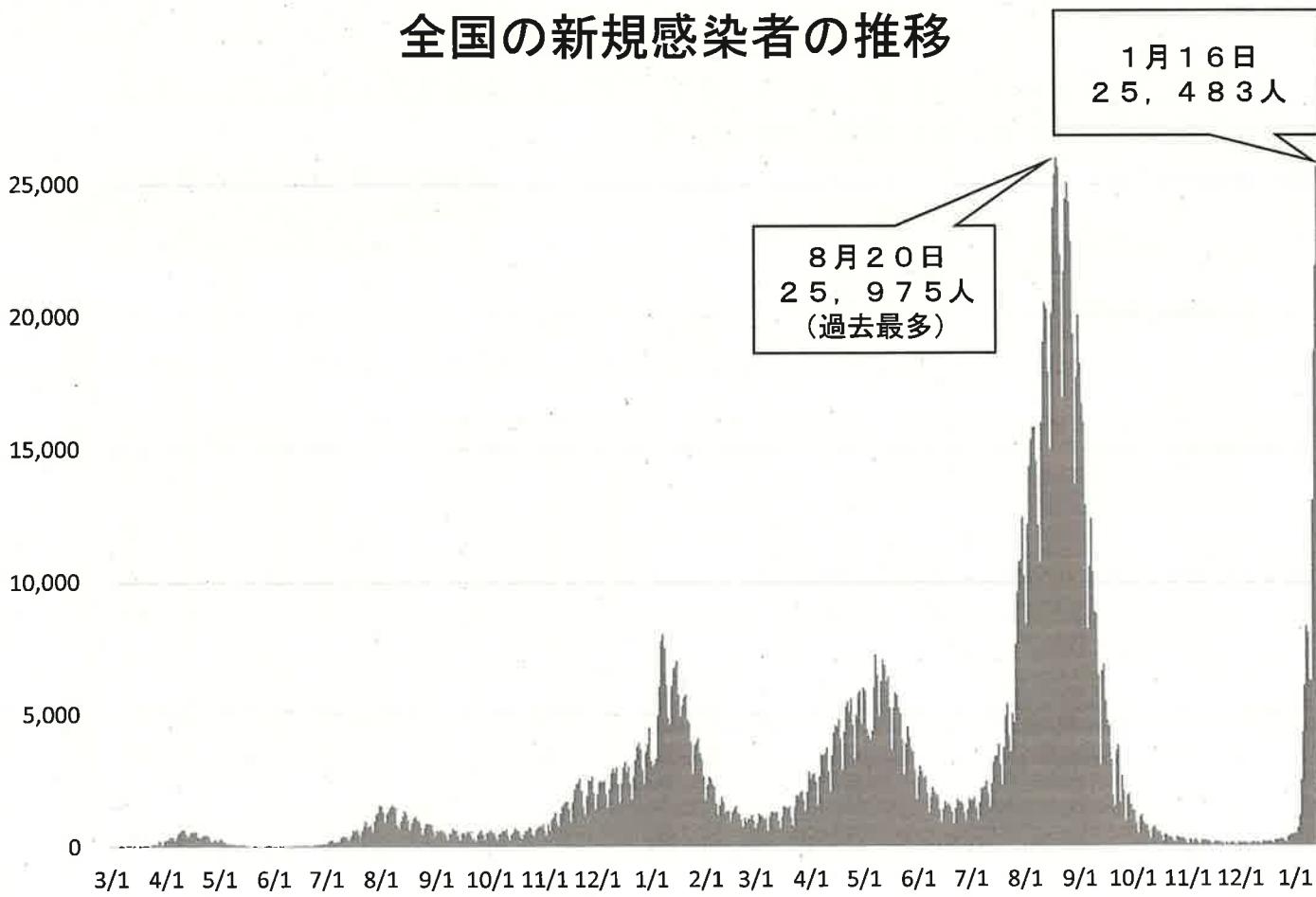
感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(65,444,262)、インド(37,122,164)、 ブラジル(22,981,851)、英国(15,246,179)
324,294,999	5,516,997	

○日本国内 (1/17 0:00現在)

	P C R 検査 実施人数	陽性者数	入院治療等を 要する者の数 (うち重症者数)	退院又は 療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中
①国内事例 (③除く)	29,181,127	1,871,980	116,869(243)	1,730,423	18,425	7,313
②空港、海港検疫	1,398,674	7,844	2,365(0)	5,471	8	0
③チャーター便 帰国者事例	829	15	0(0)	15	0	0
計	30,580,630	1,879,839	119,234(243)	1,735,909	18,433	7,313

1

## 全国の新規感染者の推移



2

# 本県の感染状況 (1/17時点)

## ○感染者数（累計）

8,374人（うち死亡94人）

## ○現在の療養者数

療養者数	入院者数					宿泊療養者数等	
	重症	中等症		軽症・無症状	計		
		II	I				
1,968人	2人	35人	42人	183人	262人	1,706人	

## ○1月以降の市町別感染者数 (2,526人)

下関市	191	宇部市	52	山口市	116
萩市	56	防府市	210	下松市	131
岩国市	1,113	光市	63	長門市	10
柳井市	61	美祢市	18	周南市	219
山陽小野田市	32	周防大島町	99	和木町	30
上関町	1	田布施町	3	平生町	32
阿武町	1	県外	83	※居住地確認中のものを除く	

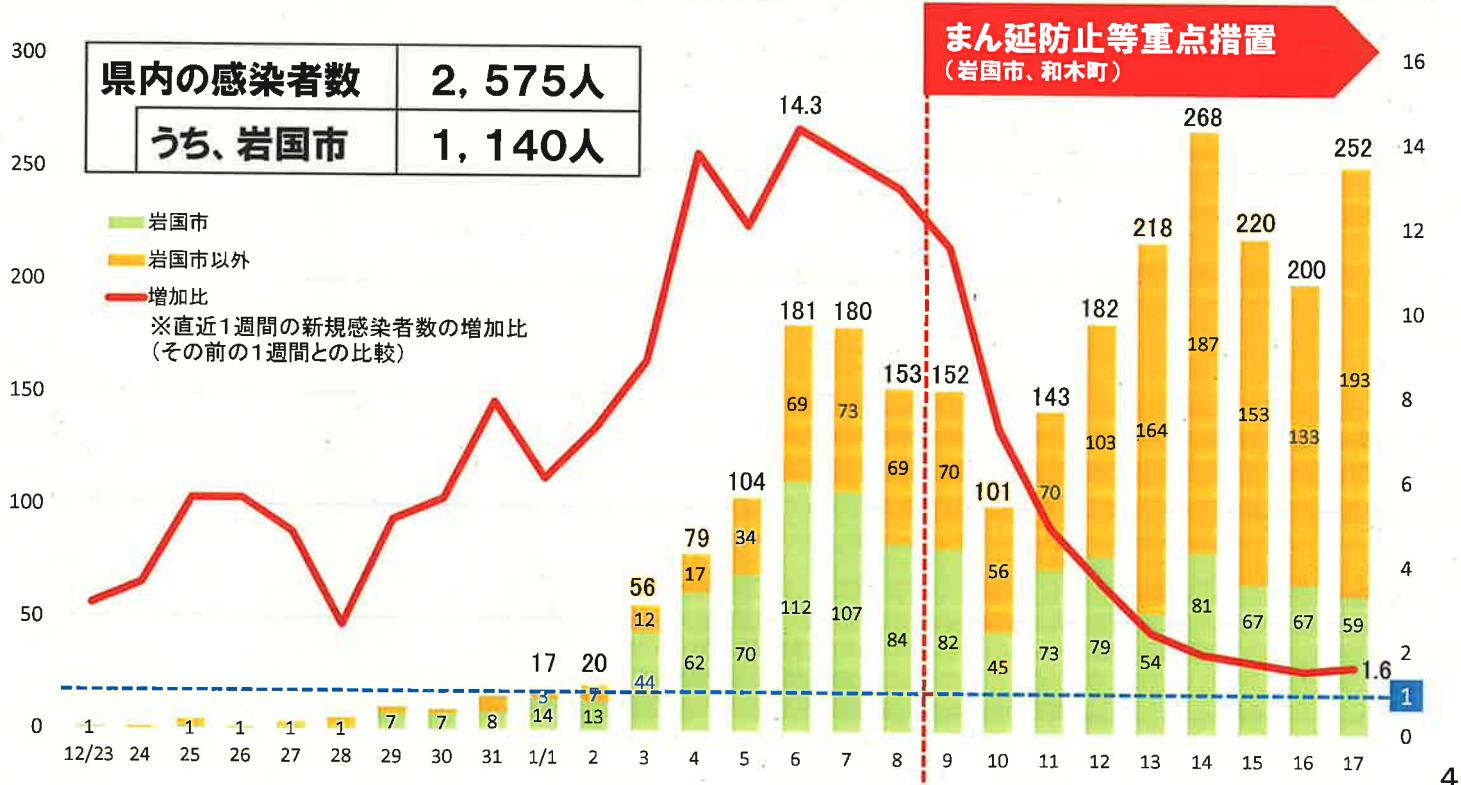
## ○PCR等検査 (R2.2.15～R4.1.9)

累計 235,060件 (1/3～1/9実績 12,669件)

3

# 県内の新規感染者の発生状況 (12/23～1/17<26日間>)

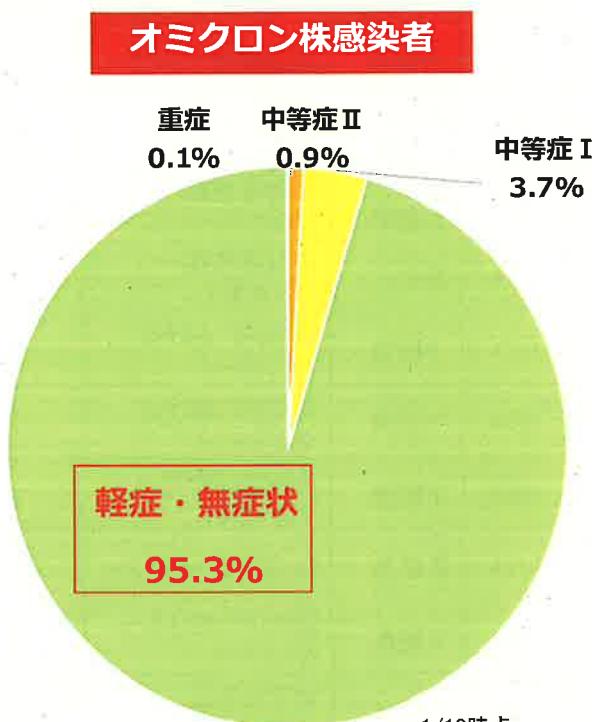
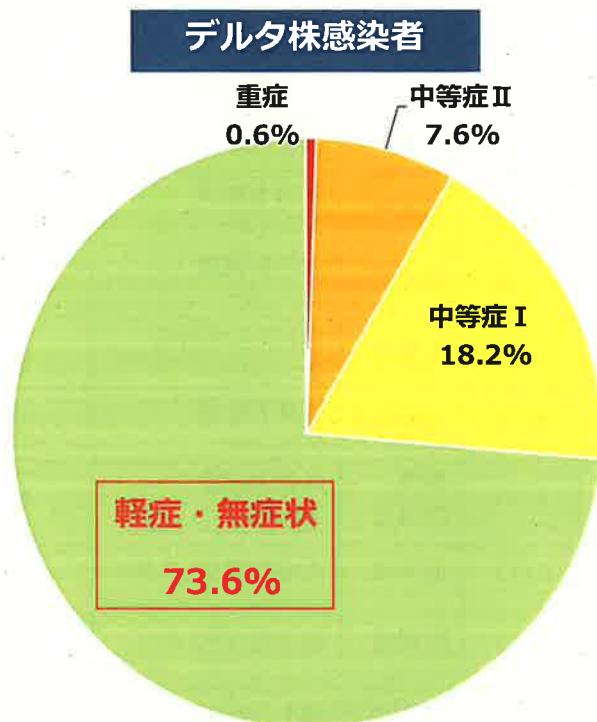
- ・まん延防止措置の対象区域となっている岩国地域では感染者が高止まりの状況。
- ・岩国市以外の地域でも感染者が増加傾向。



4

# デルタ株感染者・オミクロン株感染者の症状別割合

- ・オミクロン株感染者はデルタ株感染者と比べ、軽症・無症状の割合が高い。
- ・現時点、オミクロン感染者で酸素投与が必要な中等症Ⅱ以上の方は約1%。



1/10時点

5

## モニタリングの状況

モニタリング指標		現状値 (1/17)	レベル2～4の基準値		
医療提供体制	① 確保病床使用率	45.1% (262床)	レベル2	レベル3	レベル4
	② 重症病床使用率	4.3% (2床)	20%以上 (117～290床)	50%以上 (291床以上)	100%超
	③ 3週間後に必要と予測される病床数(推計値)	—	—	確保病床数以上	—
	④ 療養者数 【人口10万人あたり】	1968人 【146.6人】	320人以上 【23.8人以上】	800人以上 【59.6人以上】	1400人以上 【104.3人以上】
感染状況	⑤ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人あたり】	1483人 【110.5人】	204人以上 【15人以上】	340人以上 【25人以上】	—
	⑥ 直近1週間のPCR検査等陽性率(1/3～9)	7.14%	5%以上	10%以上	—
	⑦ 直近1週間の感染経路不明な者の割合(1/1～7)	38.0%	50%以上	50%以上	—

7指標のうち4指標で「レベル2」以上となり、医療提供体制に負荷がかかっている。  
現時点は「レベル2」と判断しているが、感染拡大が続いているが、予断を許さない状況。

〔参考〕 レベル0…新規感染者数ゼロを維持できている状況  
 レベル1…一般医療とコロナ医療の両立ができる状況  
 レベル2…医療の負荷が生じはじめる状況  
 レベル3…一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況  
 レベル4…一般医療を大きく制限しても対応できない状況

6

# 1月以降のクラスター一覧

- ・1月以降、19件のクラスターが発生。
- ・そのうち、8件が医療機関、高齢者・障害者施設で発生。

	認定日	市町名	クラスター名	陽性者数
1	1/6	岩国市	医療機関クラスター	12
2	1/9	周防 大島町	同級生の会食 クラスター	20
3	1/11	周防 大島町	高齢者施設 クラスター	47
4	1/11	萩市	高齢者施設 クラスター	15
5	1/11	下関市	漁船内における クラスター	9
6	1/14	下関市	漁船内における クラスター	7
7	1/14	下関市	同級生の会食 クラスター	7
8	1/14	防府市	医療機関クラスター	53
9	1/15	下関市	漁船内における クラスター	5
10	1/15	下関市	就学前施設 クラスター	23

	認定日	市町名	クラスター名	陽性者数
11	1/15	周南市	部活動クラスター	24
12	1/15	宇部市	友人同士による 飲食クラスター	7
13	1/16	岩国市	障害者施設 クラスター	16
14	1/16	萩市	就学前施設 クラスター	19
15	1/17	下関市	漁船内における クラスター	5
16	1/17	岩国市	障害者施設 クラスター	19
17	1/17	周防 大島町	高齢者施設 クラスター	6
18	1/17	周南市	医療機関クラスター	9
19	1/17	防府市	部活動クラスター	29
合計(19件)				332人

## まとめ

- ・県内では、5日連続で新規感染者数が200人を超えており、各地での感染拡大が生じている状況。
- ・県内各地において、医療機関や高齢者施設等でクラスターが複数発生しており、医療機関への負荷が高まっている。
- ・今後、一般医療とコロナ医療の両立を図るため、感染者を抑制させるとともに、コロナ患者の症状や重症化リスク等を踏まえた治療、療養を的確に進める。